

保 護 者 様

尾張旭市立瑞鳳小学校
校長 加 藤 武 章

登校届の提出について

お子さんが下記の感染症に罹患された際、学校保健安全法に基づき、他の児童生徒への感染拡大防止措置として、出席停止となります。

病気が治癒し感染のおそれがなくなりましたら、登校が可能となります。その際には、医師から登校可能な期日を確認の上、キリトリセン以下の「登校届」 （保護者が記入） を持参し、担任へ提出してください。

主な感染症は下記のとおりです。なお、出席停止基準は、裏面をご参照ください。

記

感染症名：インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・百日咳・麻しん・

流行性耳下腺炎・風しん・水痘・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎等

・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリセン・・・・・・・・・・・・・・・・

登 校 届

児童生徒名 年 組 _____

感 染 症 名 _____

期 間 年 月 日から 年 月 日

* 受診した医療機関 _____ の指示により、病状が回復し、感染するおそれがなくなりましたので _____ 年 月 日より登校します。

年 月 日 保護者氏名 _____

学校における主な感染症（第二種・第三種感染症）と出席停止基準

	病 名	出席停止期間の基準 (ただし、病状により、学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めたときは、この限りではな い)
第 二 種 感 染 症	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した 後 1 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認められるまで
第 三 種 感 染 症	コレラ、細菌性赤痢、 腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、 腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認められるまで